

優良畜産物生産振興事業

○事業目的

県内で生産された優良畜産物の生産振興や消費促進をはじめ、畜産物の安全安心、品質向上等を推進する。

○対象経費

優良畜産物を生産振興する団体等が行う、事業目的に沿った取組の実施に要する経費に対し、補助金を交付する。

○事業実施主体

優良畜産物を生産振興する団体

【事業実施主体要件】

- ①運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- ②畜産を営む者、地方公共団体、畜産関連事業者（食肉加工業者等）、その他関係者等地域の関係者が連携し、一体となって畜産の収益性の向上を図る団体であること。

○事業概要

- (1) 養蜂生産振興事業
疾病予防に係る資材の購入、蜜源植物の種子の購入等、県養蜂業の定着化を推進するためにかかる経費の一部補助
- (2) 県産畜産物消費促進事業
販売促進に係る資材の作成、商標登録取得等、県産畜産物の消費流通を促進するためにかかる経費の一部補助
- (3) 品質向上対策事業
高品質化のために必要な資材等の製造・購入、品質向上に向けた取組の検証等、県産畜産物、堆肥、飼料等畜産業における生産物の品質向上のためににかかる経費の一部補助

○補助率及び補助上限

補助率：1/3以内

補助上限：（1）460千円以内

（2）及び（3）：300千円以内

○事業フロー

